

# 子どもの権利擁護に関するワーキングチーム

## 第3回 議事録

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

## 子どもの権利擁護に関するワーキングチーム（第3回）

### 議事次第

日 時：令和2年10月2日（金）16：00～18：00

場 所：TKP赤坂駅カンファレンスセンタールーム14A（14階）

1. 開 会

2. 議 事

（1）ヒアリング

3. 閉 会

○金子室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第3回「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」を開催いたします。

構成員の皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、Web会議も併用しまして、栄留構成員、榎本構成員、大谷構成員、久保構成員、田中構成員、中村構成員、堀構成員、前橋構成員は、Webでの参加となっております。また、池田構成員と久保構成員は若干遅れるとのことでございます。

なお、今回から構成員に異動がございまして、桑田構成員ですが、人事異動に伴いまして、後任として、東京都福祉保健局少子対策社会部調整担当課長の多田構成員に今回から御出席いただいております。

○多田構成員 多田です。よろしくお願ひいたします。

○金子室長補佐 また、今回は、ヒアリングをお受けいただきました、カリヨン子どもセンター様、子どもアドボカシーセンターOSAKA様、神奈川県子ども支援センターつなぐ様にも御出席をいただいております。

なお、事務局、子ども家庭局長の渡辺は、公務の都合により本日欠席いたしております。

それでは、これより先の議事は相澤座長をお願いいたします。

○相澤座長 皆さん、こんにちは。座長の相澤でございます。本日もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、事務局から資料の確認等をお願いいたします。

○金子室長補佐 資料の確認をいたします。

議事次第に続きまして、資料1が「カリヨン子どもセンター提出資料」、資料2が「子どもアドボカシーセンターOSAKA提出資料」、資料3-1から3-5までの5冊が「神奈川県子ども支援センターつなぐ提出資料」、参考資料1として構成員名簿、その他、机上配付資料として、カリヨン子どもセンターの刊行物2点を置いております。

以上でございます。

○相澤座長 皆さんよろしいでしょうか。

ありがとうございます。資料の欠落等はなさそうでございますので、それでは、議事に入ってまいりたいと思います。

本日は、3団体の皆様の大変お忙しいところを御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の進行につきましては、ヒアリングに御協力いただきます3団体の提供資料につき、それぞれ20分程度御説明いただき、質疑応答の時間を20分程度設けたいと思います。まず、カリヨン子どもセンター様、次に子どもアドボカシーセンターOSAKA様、次に神奈川県子ども支援センターつなぐ様の順番で行いたいと思います。

それでは、最初にかリヨン子どもセンター坪井様、どうぞよろしくお願ひいたします。資料1の御説明になると思います。

○カリヨン子どもセンター（坪井理事） 御紹介いただきました坪井と申します。どうぞ

よろしくお願ひいたします。20分だけマスクを外させていただきます。

今日はお招きいただきまして、ありがとうございます。日頃から、子どもたちの権利擁護に取り組んでくださっているたくさんの方の前でお話をさせていただけるということで、大変感謝しております。短い時間ですので、私どもカリヨン子どもセンターの子どもシェルター、そこにおける子どもの権利擁護ということでお話をさせていただこうと思います。

現在、子どもシェルターは既に全国で16法人（17か所）が運営をしておりますが、私たちのカリヨン子どもセンターが2004年の6月に初めて子どもシェルターという活動を開始いたしました。当時、日本には、子どもシェルターというような組織がなかったわけですが、私、弁護士ですが、なぜ弁護士たちが子どもシェルターが必要だと思ったかということからちょっとお伝えをしておきたいと思います。

私自身も、また、ここにいらっしゃる池田さんもそうですが、東京弁護士会の子どもの人権救済センターで、毎日子どもたちの相談を受けるという窓口の担当者としております。そこでは、学校でのいじめとか不登校とか教師とのトラブルという様々な学校問題が非常に多かったのですが、この30年の間にだんだん子どもたちの相談の内容が変わってきておありまして、現在は、約半数が家庭内で苦しむ子どもたちの相談になっています。毎日、その中で、必ず月曜から土曜日まで担当の弁護士が相談を受けるという形になっているわけです。

その中で、虐待の相談が直接に弁護士会に入ってくるということが出てきました。17歳の女の子が「一発だってお父さんに殴られたくないから家を出てきちゃった。どこへ行けばいいの」とか、18歳の女の子から、ずっとおじいさんから性虐待を受けていたと。やっとお母さんに言ったら、「あなただけでも逃げなさい」と言われたんだけど、兎相に電話したら、一時保護はできないと言われた、私はどこへ行けばいいのと、こういう電話が突然にこの110番の電話相談に入ってくる。弁護士としては、この子たちをどうしていいか分からない。どこに守っていいか分からない。自分の家へ泊めてあげたって、1泊2泊が関の山、児童相談所の一時保護所はいっぱい、18歳になれば入れない。どうしたらいいのだろうかという途方に暮れるという相談がここに来るようになったわけです。

それから、弁護士が少年事件の付添人という活動をしております。非行少年となっている大体思春期の子どもたちなわけですが、その子たちの付添人をしていきますと、非行に走る子どもたちの成育歴に虐待という陰が見えないことはありませんでした。この子たちをもっと早くに虐待が発見されて救われていれば、こんな犯罪に走ることはなかったという子たちばかりです。そして、その子どもたちがどこへ行ったらいいのかということに付添人としては苦しむわけです。少年院送致にはしたくない。でも、受け入れられる家族はない。16歳の子、17歳の子、とにかく少年審判が終わるまでの二、三週間の間に行き先を見つけなければいけない。でも、弁護士には見つけられないという、こういうジレンマに陥るということがありました。どこかで子どもを引き受けてほしい。

あるいは、児童養護施設での虐待事件に弁護団として関わっていくようになったわけですが、そうした中で、今は児童養護施設内の虐待は減っているとは言え、まだまだ、中学校を卒業した後、高校を中退してしまった、就労をしたから施設を出なければいけない。でも、就労先を首になってしまった、寮は追い出されるとどこへ行くところもない。こういう相談を受ける。この子たちの行き場所がない。こうしたことが弁護士としても直接相談を受けて、この子たちの行き場所がないというところに苦しんできたわけです。

こうした子どもたち、私たち弁護士はどうすることもできない。どこかでこの子たちを24時間今晚泊まる場所を与えてくれて、御飯を食べさせてくれて、ゆっくり眠るところがあって、そして、24時間誰か大人が常にそばにいてくれるという、こういう場所があったら、弁護士も少しはこの子どもたちの代理人になって、外で親と交渉するとか、あるいは、児童相談所と連携するとか、学校と話し合うとか、そういったソーシャルワーク的な仕事をしながら、子どもたちの行き先を見つけていけるのに、私たち弁護士が子どもを抱えながら、子どもの三度の御飯を作って、お医者さんに連れて行ってなんて、とてもじゃないけどできないわけです。どこかで本当に子どもを守ってほしい、そういうふうに思い出しました。

これが、こうした夢、私だけではありませんが、そういうことを考え出した弁護士たちが、子どもシェルターが欲しいねという思いを募らせていき、これはちょっと変わったことなのですが、お芝居をつくりました。毎年一作ずつ子どもたちと一緒に弁護士がお芝居をつくっているのですが、その中で、「こちら、カリヨン子どもセンター」というお芝居を2002年に演じたわけです。約1,000人の市民の方たちがこれを見ていただくという大きなお芝居だったのですが、これを見た方たちが、児童相談所の方も、あるいは、児童養護施設の方も、市民の方も、団体の方も、お医者様も、いろいろな方たちが、日本に子どもシェルターがないなんて、つくりましょうよという声を上げてくれた。このお芝居をきっかけに、それから、ゼロからの出発でしたが、けんけんごうごうの議論、たくさんの仲間たちが集まって、2004年にNPO法人カリヨン子どもセンターとして、日本で初めての子どもシェルターが生まれたということになります。

子どもシェルター「カリヨン子どもの家」というところの活動が開始されました。現在は、カリヨン子どもの家は、ガールズ、そして、ボーイズという形で、男子専用、女子専用、それぞれ1軒ずつあります。さらには、そのシェルターで一、二か月過ごした後家に帰れた子どもは、今までで380人ぐらいの子どもが使っていますが、そのうち家に帰れた子どもは七、八人に一人しかいない。ほとんどの子どもがもう家に帰らないという選択をする。その子どもたちの行き先としての自立援助ホーム、そこを当時は、東京でもまだ8軒だったのです。カリヨンを入れてやっと10軒になったということです。今は18軒あります。自立援助ホームで子どもたちの権利擁護を続けていく。自前の自立援助ホームが欲しいということもあって、その後、自立援助ホーム「カリヨンとびらの家」、「カリヨNTAXやけ荘」という形で、今現在、4つのホームを運営している社会福祉法人になったという

経緯がございます。

2012年まで厚労省への陳情を続けてまいりまして、子どもシェルターを何とか児童福祉法上の制度として認可してほしいという陳情を続けてきましたが、2012年に児童自立援助事業の特別形態として認可を受けるという道が開けまして、現在、子どもシェルターは自立援助ホームの特別形態としての認可を受けられるというところに至っております。

自立援助ホームというのは、長期的な子どもたちの支援をするところなので、子どもシェルターという一、二か月の緊急対応とはやることが違うのですが、児童福祉法上は自立援助ホームとして同じ枠組みの中に入れていただいています。したがって、その中での予算組み、必要な費用、必要な人員等は自立援助ホームと違うのです。その辺りがこれからの課題になっているところではありますが、後ほど、また、お話をします。

この子どもシェルターを開くときに何がネックだったかといいますと、私、子どもシェルターを欲しい欲しいと思いながら、女性シェルターをやっている方たち、草分けの民間の団体の方に御相談したのです。DVの女性シェルターがあるのだから、子どもシェルターをつくってもらえないですかと御相談に行ったら、坪井さん2つの大きな壁があるよと言われたのです。

1つ目は親権の壁。女性たちが逃げてきても、そこでシェルターでかくまっても、それは違法ではないと。夫が帰ってこいと言ったって帰さないと言っても、シェルターは何も違法なことがない。女性たちは自分の意思で判断して来たのだから。ところが、未成年の子どもを民間のシェルターで預かれば、親権者からしてみれば親権侵害だ。あるいは誘拐だと言われるのではないか。ここの壁を民間シェルターは越えられない。これがやれるのは児童相談所の一時保護という権限だけであって、民間では無理だ。この親権の壁を越えなければならないというのが1つ目。

2つ目はお金の問題だった。女性たちはとにかくお金を持って逃げてきてくれる。一日三千何百円という寮費だって払ってくれるし、それから後、自活の道も何とか探せるけれども、子どもたちは丸裸で逃げてくる。シェルター側で全てを賄わなければいけない。それは民間シェルターでは到底無理と言われたのですね。

この2つの壁を乗り越えなければ子どもシェルターができないのだということが分かったので、この1つ目を越えるためにみんなで知恵を絞ったのが子ども担当弁護士制度だったので。全ての子どもに一人ずつ弁護士をつけようと。そして、「子担」と言い表しているのですが、この子どもたちの代理人として親と交渉をする。それはもうスタッフがやらなくていい。外壁は弁護士が守り、中で子どもたちをスタッフがしっかり守ってくれるという、こういう仕組みにしようというのが子担制度の始まりでした。親から、例えば、誘拐だとか違法だとか言われたとしても、「お母さんお父さんたち気づいてなかったかもしれないけど、子どもさんたちはこんなに苦しい思いをしてきたのです。このことをまず聞いてください。私たちが子どもから聞き取ったお話を代弁します」という代弁者となり、子どもの意思をきちんと親に伝える。あるいは、お母さんお父さんがされてきたことは、

実は親権者といえども権利の濫用で、それは虐待になってしまっ、違法になってしまふのです。ですから、いくら親権者といえども濫用していることは許されないのでよね。あるいは、民法上も刑法上も緊急避難行為というのがありまして、第三者の命を守るためにした行為は違法とは言えないのです。私たちは子どもの命を守るためにしている行為です、これは違法ではありません。様々なことを言って、弁護士だからこそ親権者から子どもを守る有効的な権限を持てるだろうということで、この子担制度をつくったわけです。

ただ実際は、このシェルターを立ち上げたときに東京都の児童相談センターとお話をして、児童相談所では、年長児の行き場所のなさにはもう現場はほとほと困っているのです、民間がやってくれるなら、すぐに協定をしましょうと言ってくださったということがありまして、全11児相と開設と同時に協定を結ぶことができました。したがって、カリヨンに避難をしてきた子どもについては、カリヨンから児童相談所に虐待通告をする。管轄の児相がこれを一時保護として決定をし、カリヨンに一時保護委託をするという、そういう仕組みができ上がりましたので、18歳未満の子どもについては子どもシェルターに、児相から一時保護をしていただくという制度が開設のときからできてきました。その頃は、18、19の子どもについては何の制度もなかった、ここは親対応は全部弁護士がやらなければいけなかったわけですが、いずれにしても、児相の福祉司さんたちと一緒に親対応をするということで始まっていったわけです。

どんな子が来ているかといいますと、例えば18歳の子どもが、高校3年生を出てからやっとなげてきた女の子。高校3年生にもなって、こんなに頭のいい子が何でお母さんの支配から逃れられなかったのと聞いたら、「お母さんの目はメデューサの目だった」と。小さいときから虐待をされてきて、お母さんににらまれたら動けなくなる。この関係は18歳になっても消えなかった。やっとな高校だけは出て、私は逃げてきたのというような子がいたり。あるいは、継父の性虐待から逃げてきた。お母さんという人はもうとうに知っていた。でも、あんたがお父さんに従わなければ高校の費用を出してもらえなくなるんだよと言われ続けて我慢してきた。しかし、とうとう待ちきれずに出てきたのとかですね。

あるいは、男の子も、男の子なんだから高校生になれば母親の暴力なんか怖いはずがないと思われている。しかし、この子もお母さんの暴力に耐えて耐えて17歳までいたと。ある日突然母親から殴られたときに、これを防いだ。そうしたら母親が倒れて、自分はそこで物すごい怒りが湧いてきて、このまま母親を殴り続けて殺してしまうかもしれない。怖くなって逃げてきたというような子どもさんがいました。

東京のシェルターで多いのは、教育虐待と私たちは呼んでいるのですが、とにかくお金持ちで、社会的な地位のある御両親の下で育った子どもたちが学校に行っている。しかし、心理的に虐待をされ、行動をコントロールされ、こういう子どもたちは児相で虐待となかなか認めてもらえないのですが、人間として扱われてこなかった。そういう子どもたちがシェルターに逃げてきて、ここから大学受験をするというようなことも起きております。

こうした子どもたち、ティーンエイジャーたちが来ているわけですが、私たち弁護士もシェルター職員もいつも言っているのは、子どもたちの権利とは何か、子どもたちの人権とは何か。その侵害された権利を回復することが私たちの務めなのだ。そのためには、人権とは何かということが分かっているなければ、何をすればいいか分からなくなるよねということで、ここに書いた3本の柱を、子どもの人権とは何かの柱としています。これは私自身が30年間子どもたちの現場にいて、何もできない自分の無力感の中で、子どもたちの苦難を前にして本当に何もできない。しかし、その中で子どもたちがどんなときに元気になるかということ、そこから教えてもらった3つの柱です。

1つ目が、生まれてきてよかったね、どんな子どもも生まれてきてよかったのよ、そのことを子どもに確信させてあげるということです。あなたが生まれてきてよかった。言葉だけじゃない、まなざしや態度や様々なことでこのことを子どもに伝えていく。

2つ目が、ひとりぼっちじゃないんだよ。私たち大人はあなたの人生を救ってあげることなんかできない。どんなにつらくてもあなた自身が生きるしかない。でも、ひとりぼっちにだけはしない。なんにもできないけど、そばにいるよ。あなたはひとりじゃない。このことを子どもに伝えるということが2つ目。

3つ目が、だけど、あなたの道はあなたが選ぶしかない。あなたが選ぶしかないんだよというもののなのです。支援者の陥りがちなわな、ちょっと子どもが元気になってくると、さあこうしよう、さあ学校へ行こう、さあ働こう。そうなってしまっただけで子どもの背中を押そう押そうとするけれども、子どもたちの人生をそこで奪ってしまったら、また、同じことの繰り返し。自分の人生は誇り高く子ども自身が選ぶ。このことを保障していくというのが支援者にとっては非常に大変です。そのために私たちはケース会議というものを開くわけですが、必ずケース会議というからには子ども自身に参加してもらう。子どもが主役のケース会議にしています。弁護士とスタッフとスーパーバイザーと児童相談所の方と、事案によっては家庭裁判所の調査官だったり保護観察官だったりするわけですが、そうした方たちが一堂に会して、子どもを真ん中にして、子どもの話を聞きながら、課題が何であり、この子が何を望んでおり、そして、この課題を解決するための選択肢として何ができ、周りの大人たちがそれぞれどういう役割分担をしようかという、その戦略会議は、常に子どもを真ん中に行うということをやってきました。子ども自身が選ぶ。

難しいのは、例えば16歳の虐待をされたひとりぼっちの子が妊娠して、カリヨンに逃げてきた。誰が見ても、この子は赤ちゃんを産んで育てられる環境なんてない。誰もがそう思うし、みんながそうやって今回は諦めようと大人たちは勧めます。でも、子ども自身が絶対に産む、私には家族がない、このおなかの子だけが私の家族。こういう選択をしたとき、さあ私たちはどうするかということになって、この子が赤ちゃんを産んで、その後どうやって育てていくかというところへの支援へつなげていかなければならないという、ある意味で大変難しい選択を迫られることはありますが、そういった意味でも、最後選択するのはこの子だということを保証していくということです。

こうした子どもを真ん中にした多機関、たくさんの機関がスクラムを組む。腕を組んでがっしり自分たちが倒れないように連携するという言い方をしているのですが、子どもを真ん中にした多機関のスクラム連携というのを合い言葉にしています。弁護士だけでは何もできない、スタッフだけでもできない、お医者さんだけでもできない、カウンセラーだけでもだめ、児童相談所だけでもだめ、本当にたくさんの人たちが、一人一人は弱くて何もできないけれども、スクラム組んで子どもの周りに集まって、ぎゅーっと子どもを抱き締め続ける。シェルターに入ってきた子どもたちの試し行為というのは凄まじいです。リストカットを試してみたり、拒食を試してみたり、暴言を吐いたり、暴力を働いたり、うそついたり、病気になったり、いろいろなことをしてくれるわけです。そうした子どもたちの試し行為に、大人一人だったら打ちのめされて、もう手に負えなくなってしまうわけです。大人のほうが絶対折れてしまいます。だから、その子どもをみんな抱き締め続けて、弱い私たちも倒れないように立っていこうねというのが、このスクラムを組んだ連携という意味で言っているわけです。

カリヨン子どもセンターの私たちの権利を守るという意味では、子どもの権利条約あるいは少年非行のための国連ガイドラインというような国連文書が私たちの理論的な背景にきちんと背骨になっていることは一応書いておきました。

カリヨン子どもセンターの今後の課題として、今本当に大変になっているのが、子どもシェルターや自立援助ホームから一度は立ち上がっていった、卒園していった子どもたちです。二十歳になった、すぐに自立なんか到底できません。大抵の若者たちは、病気になったとか、セクハラに遭った、パワハラに遭った、首になった、お金入らないので家賃を払えない。若者たちは何とか実家で生き延びられるのですよ。でも、実家のない、社会的養護を出た子どもたちの二十歳から先の人生の大変さ、これを思い知らされています。そこにどうやって若者支援に伴走していくかというのが、今、私たちに突きつけられています。16年してきますと、そうした若者たちがたくさんカリヨンから旅立っているのです。そこをどうやって伴走者の子ども担当弁護士のよう、若者担当者みたいな弁護士が必要だなというのを実は思っているのですが、そういうことがあります。

最後に、厚労省や自治体へのお願いというようなことを、子どもシェルターを認可していただき、自立援助ホームとして支援をしていただくようになった。初め7年間は1軒当たり2,000万かかるお金をとにかく寄附集めで集めてきたわけですが、そのうちの4分の3くらいは今は公費でお金が出るようになりました。しかし、子どもシェルターの独自の活動というものがあります。例えば、今回、自立援助ホームでは、自立支援員制度ができて、自立をした子どもたちのための働くスタッフをつけるとか、東京ではジョブトレーナーというような形で就労支援をする人たちのためのお金が出るとかいうのがあるのですが、子どもシェルターにはそういう働きはないのですね。就労支援の働きはないのですね。だけど、例えば、自立援助ホームでは、昼間の間、子どもたちはほとんど働きに行っていない、あるいは、学校に行っていないのですが、子どもシェルターは、24時間子ども

たちがいて、スタッフはずっと子どもたちに寄り添い続けなければならないという状況にあります。

あるいは、カリヨンでは、カリヨンハウスというデイケアの仕組みをつくって、ここは全く費用は出ないのですが、子どもたちのカウンセリングとか、遊びとか学習支援とかリラクゼーションとかそうしたものをする場所をほかに設けています。こうしたところのシェルターに24時間いるからこそ必要な子どもたちのケア、こうしたものに対してはまだまだ支援をいただけておりません。なので、こうしたシェルターに特化した、支援に応じた予算措置をお願いしたいなと思っております。

それから、細かいことになってしまうのですが、暫定定員制というのがありまして、入居する子どもたちの数によって、年ごとに委託費が変わってきます。自立援助ホームは、月初段階、1日現在の子どもの人数が1年間の10か月の平均で、例えば4.1あれば、次の年も同じだけの予算が来るということになるのですが、シェルターは、いつ子どもが入っていつ出るかというのはまるで分からない。厚労省では、これを利用者数で出すということやってくれるようになったので、年間定員の2倍以上の利用者があれば、翌年、暫定定員制は掛けないというふうにはしてくださっているのですが、この2倍に行かなかったときに、突然に月初のカウントになってしまうのです。月初は0かもしれない1かもしれないのです。でも、そういう自立援助ホームと同じカウントのされ方をしますと、次の年はもう運営できなくなってしまう。こういうことが起きてきます。ですので、子どもシェルターの暫定定員制ができるに当たって、漸減方式ということで厚労省をお願いをしているのですが、違ったカウントの仕方をお願いをしたいとか。

あるいは、県またぎの一時保護委託が大変困難になっています。子どもシェルターはまだ16か所しかありません。ですので、東京には様々なところから逃げてきます。難しいのは、まだ近県の場合、自立援助ホームの委託費が県加算があって大体同じなのですが、例えば関西のほうから逃げてきた子どもの場合は、自立援助ホームの委託費は、関東と関西でまるで違います。10万円ぐらい違います。そうすると、カリヨンでは「受けてもいいよ」と言っても、都としては「割愛」と言って、他県の子を受けると、都が出しているだけのお金と同じだけは出さなければ受けてはならないということになっているので、他県から来た子どもさんを受けるととても難しいという、一時保護委託についても、自立援助ホーム委託についても、割愛問題というのが起きています。都道府県単位になっているからこそなのですが、子どもシェルターが全国で動いているという意味では、何とかこの壁を越えさせていただく制度が欲しいなというようなことを思っております。

時間になったので、御質問を受けたいと思います。ありがとうございます。

○相澤座長 坪井様どうもありがとうございました。大変示唆に富んだ御発表をいただきありがとうございました。

それでは、このカリヨン子どもセンターの坪井様の御発表に対しての構成員の皆様から、御質問・御意見を頂戴したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

では、池田構成員をお願いします。

○池田構成員 池田でございます。その節はどうもありがとうございました。

私が聞くとサクラの質問みたいになってしまうのですけれども、子ども担当弁護士の役割ですけれども、先ほどのお話ではケース会議に一緒に出てというのがありましたけれども、児童相談所との関係で、当初、そういう制度がなかったときに、子ども担当弁護士がいきなり入ってきて、児童相談所側に戸惑いがなかったのかとか、あるいは、それが今どういうふうな状況になっているのかというのを教えていただけますか。

○カリヨン子どもセンター（坪井理事） ありがとうございます。

当初は、子ども一人一人に弁護士がつくなんていうことは、児童福祉の現場では驚天動地の出来事だったと思います。当初は、児童福祉司さんとの間でかなりぎくしゃくしました。子どもが大きな子どもたちなので、児童養護施設には絶対行きたくないのだ、里親に行きたいのだとかと頑張るわけですね。いや、17歳の子どもの里親なんかないですよとかと児童相談所はおっしゃるわけですね。それはよく分かる。でも、子どもは家庭というものを知らない。一度でもいいからと言っているのですみたいな、こういうやりとりを例えればするときに、児童相談所の初めの頃は、「措置をするのはカリヨンなんですか、児相なんですか」というように例えばけんか腰で言われて、「いやいや、措置をされるのは児童相談所なんです。ただ、子どもがこうしたいと言っていることをちゃんとお伝えしているので、どうかそこを考えて、隘路ではあっても見つけてほしい」というお願いをしたり。弁護士側も当初は何か裁判所と戦っているような感覚になってしまっていて、書面を書いて、ぱっと児童相談所にファクスしてしまったりして、児童相談所も書面が来たみたいにびっくりするわけです。そういうことはやめましょうねと。児童相談所は裁判所ではないので、主張・立証の場ではないので、これもやっつけて分かったのですけれども、根回し、根回し、根回しやっとなどり着く。弁護士はすぐ直球をしてしまうのですよね。主張・立証みたいな、これが違うのだというのがよく分かったので、だんだんお互いに文化の違いが分かり、そして、私たちは児童相談所の上にも立たない、下の手足でもない、パートナーなんですという感覚を両方で持ち合う。言語が違う。方法が違う。いろいろなことが、初めのうちのぎくしゃくをだんだんに修正していきました。

今では、カリヨンに来るこんなケースが多いわけです。そうすると、児童福祉司さんも本当に忙しくて、今、大変な状態ではないですか。今、私は理事長を降りたので、子担ができるようになって、今、2件子担をやっているのですけれども、子担をやると生き生きしてしまうのですけれども、子担になると、学校の交渉とか、子どものお医者さんのこととか、あるいは、子どもの家族との交渉とかも、子担がやります。児童福祉司さんと連携しながらですね。だから、児童福祉司さんたちはとても助かっている。自分はとてもではないけれども動けないけれども、子担さんが動いてくれるということで動いていく。どっちがどっちという役割分担を決めているわけではなく、ケース会議で決めます。学校はどっちがやりましょうねとかとやりますけれども、その役割分担がうまくいくようになって

いますので、現在は児童福祉司さんと子担がぶつかるというようなことはなく、でも、意見の違いは出てきますよ。どうしても子担は子どもの代弁者をしますので、児相側の考え方と違うということはありますけれども、ぎくしゃくするということはなくなってきました。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

では、川瀬構成員をお願いします。

○川瀬構成員 お話ありがとうございます。

今、児童自立支援施設の中で教員をしています。その後、千葉の子どもシェルターにお世話になるお子さんもいて、どのように過ごしているのかが少し分かりました。ありがとうございます。

質問ですけれども、結構難しいお子さんがシェルターに行き着くのだなと思いました。どのような人が職員として生活のケアをされているのかということと、職員同士の研修だったりとか、他のシェルターとの情報共有や研修の場だったりとか、そういう意味での職員に対するバックアップ体制はどのようにされているのかをお伺いしたいです。

もう一つ、18、19、20の高齢児になるまで児童福祉に関わらずに来たお子さんが多いというお話だったのですけれども、中には、社会的養護を経てというお子さんもいるとお伺いして、大体の比率と、社会的養護のアフターケアや施設にいたときに積み残された課題として、シェルターを運営されている立場から何か見えているところがございましたら、教えていただきたいと思います。

以上です。

○カリヨン子どもセンター（坪井理事） ありがとうございます。

職員体制というのは、この16年間を経てやっと今言えることで、最初の頃はぼろぼろでした。どうしていいかわからないというぐらい、私たち理事も泊まりに入らなければならなかったし、就職の採用も難しかったし、ひどいものでしたけれども、その中でだんだんにできてきたことなのです。現在のことを言いますと、厚労省が、今、プラスワンをつけてくれるようになってきているのですけれども、2.5と言われていた頃から、カリヨンは自前で、とにかく職員3人、次に4人ということで、職員が4人体制いなければ6人の子どもの保護はまず回らない。職員の労働超過になってしまって、全然休暇を取れないです。2.5なんてとんでもない話なので、4人になって、やっと公休が取れるようになったという状況の労働条件になっています。

ほとんどの職員は、幹部職員というか長い人たちも、カリヨンの開設以来、自立援助ホームもシェルターもやってくれている人たちが多くいてくれました。だから、その人たちが苦勞しながらシェルターとは何ぞやみたいのを自分たちで勝ち取ってくれた。だってゼロなんだもの、どこにも前がないから、私たちが苦勞しながらつくっていくしかないよねという形で、弁護士とどう連携するか、児童相談所とどう連携するかということを学んで

つくっていつてくれているので、「常に進化するカリヨンですから」と言っているのですけれども、常に常に新しくなっていこうというふうにはしています。

今度4つになっているので、職員同士が風通しをよくしよう、生き生きしよう、ほかのホームに手伝いに行ったり、泊まりに行ったりしながらすることもありますし、それから、外部研修は御自由にです。どんどん外部研修、お金も出すので行ってください。カリヨン内の職員たちの研修チームがあって、どんなことを今年は学びたいかということ職員たちで決めてもらって、研修会を年に2回ぐらいそのテーマで外部から講師を呼んだり、ディスカッションをしたりして行うというような形で研修しています。

それから、カウンセラーとかお医者さんの理事なんかもいらっしやって、そういう方に現場にも来ていただくし、ダメージを被った職員がいらっしやることはもちろんあるわけで、そういうときに相談に乗っていただいたり、病院を紹介していただいたりというようなこともしております。

そういう意味で私から見ると、自立援助ホームの職員も子どもシェルターの職員も本当に頭が下がります。よくやってくれていると。だけど、その人たちの労働環境、労働条件を守らなければ子どもの権利保障はないというのはつくづく思っているの、皆さんがちゃんと休みが取れて、そして、病気になっても心配ない。あるいは、今は結婚して子育てをしながらの方たちもおられるのですが、そういう方たちも働ける職場をつくっていくというのが現在の状況にあります。

それから、社会的養護出身の子ども、私、今ちょっとパーセンテージでぱっと申し上げられないのですけれども、4分の1ぐらいが社会的養護の子たちではないでしょうか。「かな」という感じで、ごめんなさい、感覚で申し上げていて。後で、統計は出ますけれども、私たちは社会的養護の子がもっと多いと思っていたし、それから、男の子が多いと思っていたのです。というのは、少年事件は圧倒的に男の子が多いので、非行少年となって行く場のない男の子のほうが多いだろうと思っていたのですけれども、来る子、来る子、女の子です。なので、現在、4分の3ぐらい利用者は、16、17、18という女の子たちで、結局、女の子たちがいかに行く場がなく、今まで家の中で苦しんでいたかということがすごくよく分かりました。

家の中で苦しんできた子たちと社会的養護を経た子を見ると、社会的養護に早く行けばよかったのと思います。家の中で苦しみ抜いて、傷を受け続け、傷をえぐられ、刷り込まれてきた子どもたちの傷は、本当に16、17になってそんなに簡単に治るものではないですね。深くなっているのですよ。社会的養護がパラダイスではないけれども、虐待をし続けられてきた子たちの大変さを考えると、社会的養護で暮らしてきた子どもさんたちは、ある程度そこで救われているし、今、衣食住はちゃんと保障されているし。それから、今は、社会的養護出身者にはお金もたくさんあるのですよね。シェルターに来て、高校に行こう、大学に行こうというときには、奨学金がなくて、今、自前で企業と組んで全国のシェルターの子どものための奨学金制度をつくっているのですけれども、社会的

養護の子どもたちはいっぱいお金をもらって持ってくるし、そういう意味では何か足りないことと言われても、もちろんその人たち一人一人の自尊心とか、自分に対する自信のなさというものはすごく危ういもの、社会的養護から出てきた人たちにも思います。それはなかなか一人のひととの愛着関係がつかれない中で育ってきて、共同生活の中で生きてこなければいけなかった中では、本当に難しかったろうなと、わがままを言わないで、頑張って頑張ってきた人たちですからね。大変だろうなと思いますけれども、それを今はちょっと要求しますとかはなかなか言えない。

それと、児童自立支援施設から来られた方で、すごく大変だったお子さんがいるけれども、児童自立支援施設の中ではとても優等生だったのです。きちんと管理されて、時間も全部きちんとできて、そういうことはきちんとできた。ところが、外へ出て、鍵がなくなり、時間制限がなくなり、自分で自分の時間をコントロールしなければいけなくなった途端にだだーっと崩れました。シェルタースタッフにはどうもならなくなった。少年院から出てくる子もそうですけれども、管理されている中でできる子と、自立していくというのは、自分でコントロールしなければいけないので、その辺りのリビングケアといいますか、施設を出ていくときに当たってのその辺がもう少し手当てしていただけるというのはあります。

よろしいでしょうか。

○川瀬構成員 ありがとうございます。

○相澤座長 どうもありがとうございます。

久保構成員からチャットで質問が届きましたので、読ませていただきます。

「子どものアドボカシーという観点からは、子担の先生方がカリヨンから独立した、まさに子ども側に立ったアドボケイターということではよかったでしょうか」という御質問です。

○カリヨン子どもセンター（坪井理事） まさにそうです。私たちのところでは、子どもが職員に話をしたことは、これまで、その人だけの秘密よと言いたがるのですね。その人だけを取り込みたいのです。あなただけしか私を分かってくれないわと言って、そこにすり寄るといいうのも本当に上手なのですけれども、これをやられると職員と職員の間とか、担当弁護士と職員の間とかが分断されていくのですね。大人同士が敵対するのです。これを防ぐためにどうするかというので、職員に話したお話はみんなが共有するからねということをおっしゃってあるのです。そのかわり、誰にも本当に言えないことは子ども担当弁護士さんだけに話をし、弁護士は守秘義務があるから、あなたから聞いたことを話してほしくないということをお話をしないからねというお約束事をしております。

それでも、子ども担当弁護士が聞き取って、これはみんなで話をしないと解決しないことだよと、子どもをちゃんと説得した上で、みんなで情報共有することはあるのですけれども、まず子どもにとってそういう意味ではほかのスタッフとは違う立場で。スタッフはみんなのスタッフなので、スタッフの取り合いがすごい大変です。「私のほうを見て」というのが試し行為になっていくので、3人いたら本当に大変なのですけれども、そういう中

で、でも、弁護士さんはあなただけの弁護士と言う。弁護士に、シェルターでは1週間に一度は顔を見せてくれとお願いをしているのですけれども、そういう意味で自分だけの弁護士がいるという感覚を子どもたちに持ってもらうという意味で、シェルターとは独立して、お金もカリヨンが出しているわけではありません。日弁連がつくっている子どもの法律援助制度というものを使って独自にお金を出してもらっているのです、シェルターとは独立した立場で動いてもらっているということです。

○相澤座長 どうもありがとうございました。

では、大分時間がたってしまいましたので、栄留構成員から何か御質問があるようだけれども、簡単に御質問をいただいてよろしいでしょうか。

○栄留構成員 弁護士の費用とか、あるいは研修などはあるのでしょうか。聞く技術と弁護の技術は、また、別なのかなと思っていて、その辺が、音が割れていてちゃんと聞き取れなくて、既にお話しされたかもしれないのですけれども、もう一回お願いします。

○カリヨン子どもセンター(坪井理事) 費用のことは今申し上げたのですが、日弁連が、子どもの法律援助制度という制度をつくっています。これは弁護士から会費を強制徴収して、これを基金として子どもの法律援助という弁護士の費用を出すというシステムです。非常に安いのですけれども、ただよりはましという程度で。しかし、子ども担当弁護士はこれを使わせてもらっていますので、カリヨンからは一切お金は出ていません。

それから、研修については、例えば、東弁、一弁、二弁も一緒です。子ども担当弁護士になろうとしている人たちの初級研修とか、その後の2回目の中級研修を毎年やっていて、そして、カリヨンの子ども担当マニュアルを東京弁護士会の福祉部会でつくって、毎年改定をして、そして、弁護士さんたちの研修に使っているという状況があります。ただ、一番の研修になるのは、現実には子担になっていただいて、スタッフや児童相談所と一緒に悩んでいただくという中で、皆さんすばらしい子担になってくださっているというのが正直なところです。

よろしいでしょうか。

○相澤座長 坪井さん、どうもありがとうございました。大変勉強になりました。

続きまして、子どもアドボカシーセンターOSAKAの奥村様、御説明をお願いいたします。

○子どもアドボカシーセンターOSAKA(奥村代表理事) 皆さん初めましてでしょうか。子どもアドボカシーセンターOSAKAの奥村と申します。今日は、このような場にお招きいただき、ありがとうございます。大阪から生でお伝えしたくてやってまいりました。どうぞよろしく申し上げます。御報告させていただきます。

施設で暮らす子どものアドボカシーということで、私たちは施設の子どものたちの声が聞きたくて、施設に訪問して、子どもの権利擁護をしようと訪問活動をしています。今日はそのようなことを報告させていただきます。

子どもの声は社会の中でとても小さくて、特に施設の子どものたちは虐待によるトラウマであったりとか、人への信頼を失っていたりとか、施設の中の閉塞感とかで、声を上げら

れなくなっている場合がたくさんあります。私たちは、さらに小さい声の子どもたちのところに行って、子どもたちのマイクとなり、子どもたちの声を少しでも大きくしてしかるべきところに届けよう。そして、子ども周りの環境とか、その子の生き方とか、そういうことを子どもとともに変えていけたらいいなと思い、訪問しています。

資料の次に行きます。私たちは資格も何も持たない一市民です。市民アドボケイトとして活動をしています。でも、遡ると、1997年、カナダのアドボカシーを学び、それを基に子ども家庭相談室という相談室も開設して、そこで子どもの権利擁護を主に相談員としても活動してきました。そこでも子どもの声は小さいなと感じながらだったのですが、そこから、子どもの声を聞くというのはどういうことなのだろうということで、施設訪問、アドボケイト養成講座を受講して、市民アドボケイトとして2017年より施設訪問というところが始まりました。

訪問して、子どものところに行って、声を聞くアドボカシーの活動をするということの大切さにも気づき、この活動を継続させていきたい、そして、広めていきたいという思いで、2020年、今年3月に子どもアドボカシーセンターOSAKAを有志で設立させまして、6月にNPO法人格を取得したところです。ちょうどこの夏で、アドボケイトとして訪問して、児童養護施設、障害児施設ともに3年になります。

養成講座のチラシを次につけています。私たちも養成講座で講座を受けるというところから始まったのですけれども、その養成講座も続けております。これは今年度、つい先日、9月の連休に入門講座を養成しました。定員いっぱいの20の方が受講していて、12月の実践講座を受けて、アドボケイトとしての活動に移るといような形になっています。いろいろ全国から受けていただき、皆さんの興味・関心を持っていてくださっていることとか、熱意の大きさがうかがえるなと思っています。

次から、児童養護施設の訪問について報告させていただきます。「アドボケイトがくるよ」と書いています。子どもたちにこんなふうにしてお知らせしています。こんにちは！一人ひとり、お話ししたい人がいたら言ってくださいね。いついつ来ますというように、子どもにお知らせしています。

児童養護施設ではユニット制になっていて、中高生・小学生の女の子との出会いがありました。活動の流れ、ちょっと書いていますけれども、初めは全員に、アドボケイトの紹介、アドボケイトと私たちってこんな人なんだよということを寸劇を通して見てもらいました。みんなのお話を聞きに来たよ、困っていることがあったら話してね、言われたことは誰にも言わないよ、言ってほしい人に必要なことは伝えるよというように、寸劇を通してみんなに見てもらいます。

次に委員会の募集とあります。この子たちの事業なので、子どもの声なしでは進めていくたくはなく、子ども委員会を立ち上げて、子どもとともに事業を進めていっております。その委員会の募集をして、委員になってくれた子どもから私たちはたくさんアドバイスをいただいています。困ったとき、いつも子どもに聞きます。

こうやって活動が始まって、次に、学年やグループごとにスペシャルルーム、少人数でお話しする時間を持ったり、いろいろなことを経て、個別面談というところに移ってまいりました。先ほど、「一人でお話ししたい人、教えてね」とか子どもに呼びかけたりしていて、一人で話をするというところから、自立支援計画表の作成と、その後、児童養護施設の子どもたちみんな一人一人に自立支援計画があります。それは子どものためのものであり、子どもの意向が反映されているべきものであるはずなのに、子どもたちはそういうものの存在も知らなかったり、子どもの意向が反映されていないということもあろうかと思えます。そこにアドボケイトが聞いた子どもの声を反映させていこうと、自立支援計画表の作成。作成した後、ちゃんとそれは確かにそこに書かれたか、そして、そのことを実行して子どもの施設の生活がなされているかというふうな、その後の確認とかもしています。

次、アドボケイト、私たちはどんなことに注目して話を聞いているのか。虐待のトラウマとかいろいろなところからすぐに言葉が出てくるわけではありません。関係性をしっかり築いていきながら、その子の気持ち、思いや願いに触れていきます。施設での暮らしについて、今の気持ち、家族のこと、自分自身のことなど、徐々に言葉が出てくるようになってきます。

次が、「同意書の作成」という同意書が載っております。先ほどの自立支援計画に、アドボケイトと一緒に子どもの意向を反映するに当たり、子どもに自立支援計画を作成するとき、私はアドボケイトさんを使います。アドボケイトさんに聞いてもらって自立支援計画にこれを反映させていきますということを子どもがちゃんと理解して、同意して、サインをして、進めていきます。自分の意思で自立支援計画にアドボケイトに話をし、そこを反映させてもらっていくということになります。その際に、アドボケイトも3人ぐらい訪問しているのですけれども、「このアドボケイトさんとする」というのも子どもが選べます。そして、子ども一人一人に自立支援計画に声を反映させていくということもやっています。

「アドボケイトにいろんな気持ちを聞かせてね！」こういう何かグッズのようなものをよく子どもと話をするときに使います。今日は、リモートの方にはちょっとお見せできないのですが、ちょっと小さくしてこうやって持ってきたのですけれども、こういうもので子どもたちといろいろ「あなたの気持ち聞かせてね」とか、丸というのは、職員さんに言ってもいいよ、言ってほしいよということです。嫌なことは言わないよってちゃんと確認します。これは伝えて、これは伝えてほしくないとかいうこととかも確認します。子どもに私たちの役割はこういうのですというのを、何度もこういうのをを使って伝えたりしています。

次もそんなグッズでしょうかね。カードです。なかなか言葉が出てこなかったりする場合も多いので、「お話しタイム」とかこういうカードに、テレビとか、朝ごはんとか、いろいろこういうカードで子どもと一緒に話します。子どもの話も聞きますけれども、アドボケイトも話します。大人も子どももこれを使っていろいろなお話をしながら、その子

の気持ちに触れたり、生活が見えてきたりすることもあります。

次、「Aさん：やさしく言ってほしい」。1つ子どもの声を伝えた事例です。施設の職員さんからきつく言われるのが嫌だ。優しい声で言ってくれたらいいのに、何でそんなにきつく言われるのだろう、つらいというAさんの気持ち。洗濯物が出ていないときに「出しやー！」ときつく言われたり、「うるさい！」とか言われたり、そういうのはとてもつらいんだ、傷ついているんだということを聞かせてもらったことを、こんなふうに言ってくれたら私大丈夫なのにとというようなことをこう伝えて、職員さんも「あ、そうか。そういうことなんだ」というところの気づきがあり、関係性がよくなるというようなお手伝いもしています。日々、子どもたちが施設の生活の中で、職員さんに言えない。でも、やっぱりそれは常につらいんだとか、言ったらさらに怒られるんじゃないかとか、聞いてもらえないんじゃないかと、そういう言葉にもアドボケイトは耳を傾けて、必要なところに伝え、子どもと一緒に、どう伝えようか、どんなふうに変わっていってもらおうかというようなところを相談して進めていきます。このように、児童養護施設、自立支援計画に子どもの声というようなところを中心に訪問を続けてきました。

次に、障害児施設にも触れておきます。障害児施設も同じようにずっと訪問していますが、虐待対応であり、なおかつ、障害もあり、大変しんどさを抱えた子どもが多いなと感じています。訪問の方法はあまり変わらず、アドボケイトが月2回から4回、2人から3人で訪問して、2時間程度活動をしているのですが、出会いから、その辺りはちょっとかなり変わってくると思います。

次に、「出会いの場」がありますが、私たちが訪問している施設は、40人ぐらいの定員の3歳から高校生までいる退所制の施設です。その幅広い年齢で様々な障害を持った子どもたちがここの写真のプレイルームの一室に集っているようなところに出会っていくので、出会い方もとても多様であり、時間もかかり、楽しいことでもあり、そういう出会い方があります。

私たちも、こうやって、次のページの「アドボケイトとして〇〇と〇〇がいきます」と写真も掲示して、子どもたちに分かりやすいようにしています。

私たちは何をする人というのは、アドボケイト共通の理解にしておいて、「あなたたちのお話を聞きに来たんだよ。困っていることとか何かあったら聞かせてね」とか、まず、そういう私たちの紹介は共通にしています。児童養護施設と同じように、事あるごとに寸劇とか紙芝居とかいろいろなところで、「アドボケイトって何?」「私たちってこんな人だよ」ということを子どもに伝えていっています。

訪問活動の内容として、「あそぶ」これはとても大きいです。子どもたちと出会っていく中で、遊びを重ねて、その中から、言葉が話せない子どもたちもいますので、今日の表情はちょっと違うかなとか、いろいろな遊びをする中で、あ、こんなことが好きだったんだと気づいたり、例えば音楽とかしたときに、もう、いつもと全然違う表情を見てうれしい感情を見せてくれたときに、そこで初めて、施設の中でこういうことをなんにもしてな

いの、この子にとってつらいんじゃないかなとかいうことに気づき、でも、そこを「つらいんじゃないの?」と聞くんじゃないかと、そこから子どもの声を重ねて、何か子どもにとっていい環境に変えていけないかなとか考えたりしています。受け止めた声はとても少なかったり、言葉ではなかったり、見えないものであったりすることもあるのですけれども、それを形にして伝えていくというのが私たちの役目かなとも思っています。

アドボケイトとして訪問して、子どもと出会い、知り合う。ここにとても時間がかかるなと思います。でも、ここはあせらず、子ども主導で、子どもの出会いたい形、子どもが知り合っていきたいという子ども主導で出会っていきます。アドボケイトの役割を知ってもらう。これも事あるごとに何かでお話ししたり、劇で見てもらったりしていってもらう必要があるかなと思います。あそびなどを通して、気持ちやその表現を知る。遊びなどを通して共感し、子どもの気持ちや問題を理解する。「お話聞かせて」だけでは何も聞こえてこないなということを感じています。子どもたち、経験がないと、何したい、これしたいも出てこないし、私は何ができていない、これができていないも分からないし、何も出てこないなということを感じているので、いろいろなことを通して子どもの声に触れていきたいなと思っています。

個別に時間や場所の確保というのも、大きい施設のあのプレイルームの中ではなかなか難しく、子どもといろいろ経験を積みながら、声が聞こえてくるのはもう外しかないなということで、外出ということをつつもアドボケイトの活動の中に入れていきます。出かけて、一緒に飲み物、食べ物を買って、どこかで一緒に食べながらお話しするとかできます。そこで、子どもたちが外に出て、初めて見せる表情とか、自転車に乗っている子どもを見て、物すごく追いかけていたりとか、あ、そうか、自転車も乗りたいよなってそこで気づいたりすることもたくさんあり、この外出というのもとても大事にしています。

子どもの声を伝えたりしたこともありました。視覚障害の子どもさんもいるので、行くたびに楽しくおしゃべりもしていたのですけれども、何か表情が暗いな、何でだろうと思って、そこでお話を聞いてくれるきはうれしいけれども、私たちが行くと小さい子どもたちも寄ってくるので、私はとても不安と。見えないし、それは私たちが行ったときではなくて、常に不安があるということがあって、子どもと相談して、ちょっと会議で言ってみようかということで、システム検討会に伝えたというようなこともありました。その後、すぐ変わるわけではないのですけれども、小さい子どもたちは寄って来たりもするので、この子は「次から、自分で職員さんに言うわ」というように、ちょっとエンパワーメントされて、自分で言う力につながったり、施設の中で困っていることは言っていないんだというようなことにつながったりしています。

私たちアドボケイトとして、子どもの声を聞く。これは児童養護でも障害児でも一緒ですけれども、一人一人に合った方法があると思います。しっかり出会って、言葉を持たなくてもいいですし、自信がなくて話せなくてもいいし、合った方法で伝えてくれたらいいなと思います。それら全てを子どもの意見表明として受け止めています。子ども主導で、

子どもの意見をまとめて、必要に応じて施設の職員さんとか子どもが伝えたいところに伝えて、悩みが解決するように、代弁の手助けなどを行っています。

障害児施設のほうも、子どもたち、個別支援計画をそれぞれ持っているのですが、そんなのがあるということも誰も知らなかったのです。なので、ここに自分たちの声を反映させようねということで、個別支援計画にも関わりました。

まとめになりますが、これからもこの活動を続けていきたいのは切に願っています。子どもの生き方に関わることだなどと思っています。今度、施設を退所する子どもたちの声を聞いていますけれども、自分の将来を描いているのだけれども、今、どこに自分が当たっているのかとか、何をしたいのかも分からない子どもが状態にいるかなと思います。それを丁寧に聞くことと、子どもと一緒に将来を描いていく作業というか、生き方に本当に関わっていくことで、そういう子どもの声を聞く人は絶対必要なのではないかなと思っています。子どもの声が届く社会であってほしいし、子どもがせめて自分の周りのことは自分の声によって実現していくということができたらいいなと思います。

私たちのこの活動には、子ども委員という子どものアドバイザーがいます。子どもアドボカシーセンターOSAKAも子ども会員というのがいます。どちらもその子どもたちは、本当に私たちのよきアドバイザーです。私たちが迷ったとき、何かアイデアが欲しいとき、どっちにしようかなとか思うときとかは、子どもに教えてもらいます。とても大人も楽になります。大人も楽になるし、私たちも、また、力が湧いてくるというか、とてもエンパワーメントされます。何よりも私たちががつんと来る気づきといいますか、やっぱりそれは子どもがくれています。なので、子どもとともに事業は進めていき、全ての子どもの事業がそうであってほしいなと思います。そういう活動の必要性と継続。この活動が広がっていきますように、今出会っている子どもはわずかですし、広がっていくことをとても望んでいます。

私の報告は以上です。ありがとうございました。

○相澤座長 奥村様、具体的な実践を中心にしながら、とても分かりやすく御説明いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、今の御発表について、構成員の皆様から御質問・御意見を頂戴したいと思います。

では、川瀬構成員をお願いします。

○川瀬構成員 お話ありがとうございました。いつも画面越しだったので、やっとお会いできてよかったです。ありがとうございました。

社会的養護が専門化する中で、本来の「社会みんなで子どもを育てる」という市民中心の取り組みの意義を感じました。私も東京を中心に子どものアドボカシーをどのように進めていくかを考える立場にあるのですが、独立性を担保しながら、現場の理解や支持を得ることがかなり難しいと思っています。奥村さんたちが訪問された施設や職員の意識としても、最初はおそらく消極的な受け入れだったのではないかと思います。何をきっかけに

「どうぞ、来てください」と積極的にアドボケイトの活動を支持いただけるようになったのか、どのように受入側の姿勢が変化していったのかをお伺いしたいです。

2点目に、今、アドボケイトとして実際に活動されていらっしゃると思うのですけれども、一人のアドボケイトの目線で、アドボカシー活動をする中でどういう難しさ、心理的な葛藤があるのかをもう少し聞かせていただきたいと思います。実際に現場に入って活動するアドボケイトをどのように支えるか、SVの体制やチームづくりも含めて、どのような体制で導入していけば、一人ひとりの困難さを分散しながら活動が展開できるのかという、この2点についてお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○子どもアドボカシーセンターOSAKA（奥村代表理事） ありがとうございます。

まず1点目ですけれども、職員さんとの関係性・独立性というところはやはり常に意識をしまして、このコロナ禍で訪問できていない時期がしばらくあって、再開して行ったときに、職員さんのこともとても気になっていて、「もう、大変だったでしょう」と手を取り合って語り合いたい気分ですけれども、私たちは子どもに会いに来ている人ということは、そこははっきりさせておいて、職員さんとはちょっと御挨拶程度で、すぐに子どものほうに行くというようなことをしています。そのようなことを最初に職員さんにも伝えていきます。職員さんへの態度はちょっとそっけないかもしれません。でも、子どもが見たときに私たちは子どもの声だけを聞きに来ている人なので、子どもが混乱しないように、すみません、ちょっとそっけないかもしれませんというようなことは伝えていきます。それでも、職員さんの中から、どんなことを話しているのか気になりますとか、何々ちゃんこんなことをしんどいみたいやから聞いてほしいとかそういうことも聞こえてきたりするのですけれども、職員さんとは連携は取りませんし、もちろん何も言わないです。子どもが「これ、職員さんに言って」と言ったことは言います。そんなことも何度も職員会議の前にちょっとお時間いただいて、職員さんに話させてもらう機会を持ったり、一緒にワークショップをしたり、そういうことをしながら徐々に理解をしてきてもらっているように思います。意外と、「職員さんに言って」というようなことを言ったときに、職員さんは「それ知っていたわ」とか、「私たちも聞いているわ」ということも多かったです。なので安心していく場面もあります。なので、独立性を保ちながら、なおかつ、職員さんともいい関係を築きながらでないと、こういうアドボカシーはできないのかなというところで、職員さんの研修とかあらかじめのお願いとかそういうのは大切にしています。

アドボケイトの困難さとか支えてほしいこととかですけれども、今言ったこととも関連してきます。気持ちが揺れるということもないのですけれども、職員さんも大変そうで、お忙しそうで、本当に大変だなとか思う気持ちとかも出てきたりもしますし、子どもも私たちを自分だけに引きつけておきたい子とかいろいろな子が出てくるので、その中でいろいろな揺れが出てきます。結構しっかり話せる子ばかりでもなく、そういう揺れのあったときに、何か自分の思い込みだけで進めようと思ったら進められたりもできる怖さがあると思うのですね。そこはちゃんとスーパーバイズしてもらって、チームで話して、今、私

の位置はおかしくないかなということをしつかり測りながら、ちゃんと子どもの立場に立っているかなというところで、そこは子どもの力を信じないとできないことで、大人が考えないと最善の利益は見つからないよと思っている限りは、やはりそこは立てないので、そうではなく、子どもは子ども周りの自分がどうなっていったらいいかが一番よく分かっているという力を信じる場所に立ち返らせてくれる仲間というか、そういうのが必要かなと思っています。

○相澤座長 ありがとうございます。

それでは、久保構成員からチャットが届いていますので、読ませていただきます。

「子どもの声を代弁した後、施設における子どもの悩みが解決したかどうかを確認されると思いますが、万が一解決していなかったときは、さらに、施設との調整を図られるのでしょうか。もし、そうであれば、そのときの流れを教えてください」という質問です。

○子どもアドボカシーセンターOSAKA（奥村代表理事） ありがとうございます。

必ず伝えたことは、その後どうなったかというのは子どもに聞きます。でも、その場で「それは無理だわ」と言われるようなこともあります。そこは、そこで子どもでやりとりをして、「どうする」というようなことで、終わりを子どもに決めてもらいます。あ、やっぱりだめやったか、でも、言ってよかったなみたいなことが子どもの中に残っているかもしれないし、いやいや、もう一回アドボケイトさん一緒に言って行ってという声が聞こえてきたら、もう一回作戦を練り直したりもしますし、そこで子どもとやりとりをして、次を考えていきます。

子どもの中に感じるのは、だめでも、諦めではないな、一回アドボケイトに伝えて、伝えたことが実現しなくても、それを伝えた子どもの中は諦めではないもの感じるのです。聞いてくれて、今まで言えてなかったことが言えて、それを受け止めてくれたということが大きいのかなと思い、「じゃ、今度直接言ってみようかな」とか、「また、一緒に言える機会を考えようか」とか、諦めではなく、次の工夫であったり。もう言わなくても大丈夫、一回聞いてもらったからというその子の安心感につながったり、何かそういうことを感じています。だから、次に移るときは、必ず子どもと相談して、「どうしようか」と言って、終わりは子どもに決めてもらうというようにしています。

○相澤座長 ありがとうございます。

奥山構成員お願いします。

○奥山構成員 奥山です。ありがとうございました。

お子さんの中に、もし、施設にこうしてほしいじゃなくて、児相にこう言ってほしいとか、学校にとか、あるいは、実親親にとか、そういうときにはどういうふうにお話をされていっているのか伺いたいと思います。

○子どもアドボカシーセンターOSAKA（奥村代表理事） 学校の話とかは子どもからはよく出てきます。その学校に私たちが何かとか、児相に何かとか、そういうところまで子どもと話が進んでいることは今のところはないのですね。でも、学校の話とかが出てきたとき

は、子どもと今できることを考える中で、「ちょっと職員さんに言ってみるわ」とか、「あまりにもいじめられているから言うねん」とか、そういう言葉が子どもから返ってきたり、今は、その子の中でできることを一緒にこっちで聞かせてもらうことで考えて、今は、学校に関しては子どもが実現してくれている感じがします。不登校している子もいますし、いろいろなところで自分を出しています。

児相に関しては、子どもとの関係で今まで出てきたことはないのですが、これから、児童養護のほうとかは出てくるのか、私は障害児施設なので、出てくるかもしれない、もし、児童養護のコーディネーターとかされていた構成員の栄留さんとか、ちょっとお話しただけならと思うのですが、いかがでしょうかね。

○相澤座長 栄留構成員、いかがですか。

○栄留構成員 一回、児童相談所の方と会って話をするというのを子どもが望んでいたときがあったのですが、アドボケイトも同席してほしいということがあったのですね。ただ、今回の事業が施設とNPOとの契約だったので、児相が私たちのことをまだ知らないということで、施設からはちょっと待ってくれというようなことがあったので、やはり契約という形ではなくて、制度であれば、児相に対しても代弁がもっとできていくのではないかと考えています。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほか、いかがですか。

大谷構成員お願いします。

○大谷構成員 御説明大変分かりやすく、ありがとうございます。

お伺いしたい点が2つぐらいあるのですが、養成講座の点ですけれども、最初の左側のほうの相談が、費用がかかって、全部受けられると3万円で、右側のほうを修了して初めてアドボケイト活動ができるというふうに理解をしたのですが、右側の中級というか、さらに受けられるほうは費用の助成があると理解したのですが、この養成講座は、子どもアドボカシーセンターOSAKAで活動をされるアドボケイトさんの養成ということなのかどうか。実際、どういう方がなっておられて、その活動も完全に無償、ボランティアでされているのかといった辺りをお伺いしたいのと。

先ほど坪井弁護士からカリヨンの御説明のときに、東京で始まって全国に広がって行って、さらには、子どもシェルター同士の全国協議会というか、そういう活動をされているというお話があったのですが、市民による子どもアドボケイトの活動では、今、全国にどのぐらいあって、その方たちがお互い一緒に協議をするような場とか、そういう活動があるのかということをお伺いできればと思います。よろしく願いいたします。

○子どもアドボカシーセンターOSAKA（奥村代表理事） ありがとうございます。

まず養成講座ですけれども、地域もいろいろなところから受けてきてくださっていて、大阪の活動で私たちが行っている施設と一緒にいく人の養成というわけではないです。それぞれの地域でアドボケイトとして活動できる道を探っていけたらいいかなと思います。

まず、アドボカシーを学んで、地域にそういう大人が増えていって、そこからの広がりがある。これからの大きな課題でもあり、2つ目の質問の全国への広がりとか、今、全国でどのぐらいの団体があってどういうふうに進んでいるのかということにもつながっていくのかなと思います。

アドボケイトの活動費用ですけれども、今は、どこから幾らか出ますというようなものはほとんどなく、自分たちで助成金を取ったり、クラウドファンディングに挑戦したり、そういうところで捻出しているというのが、活動費としては主です。月3回活動に行こうと思ったら、その準備であったりとか、施設との調整であったりとか、そういうのには最低週3日間ぐらいが事務局として従事しているというような状況です。それも、今はもうやりたさにあふれているので、助成金だのいろいろなところでやっているような状況です。

これからの広がりということを考えたら、ずっとこのままだと、実際に子どもと向き合うところとか、いろいろなところの力の半分以上が助成金の書類書くのとかに奪われているなとかいろいろ思ったりもするので、ちゃんとした安定したところの中で務めていく道を探りたいなと思います。全国にも子どもアドボカシーセンター幾つかあるとは聞いています。徐々にお顔の見える関係になってきた人もあります。ぜひとも、つながりながらこれからの広がりと一緒に考えていけたらと思っているところです。

以上です。

○大谷構成員 ありがとうございます。

○相澤座長 どうも奥村様、ありがとうございます。一応これで終わりにさせていただきます。大変勉強になりました。

ありがとうございます。

○子どもアドボカシーセンターOSAKA（奥村代表理事） ありがとうございます。

○相澤座長 それでは続きまして、神奈川県子ども支援センターつなぐの飛田様、新井より御説明をお願いしたいと思います。資料3-1から3-5までございます。

飛田様、どうぞよろしくお願いたします。

○神奈川県子ども支援センターつなぐ（飛田代表理事） 神奈川県子ども支援センターつなぐ代表理事をさせていただきます飛田と申します。今日、事務局長をしております新井も一緒に御説明させていただきます。

資料の3-1のパワーポイントを御覧になっていただければと思います。

本日初めに、「子どものためのワンストップセンター」はどのようなものなのかというところを説明させていただいた上で、その後、具体的な子どもとの関わりについて説明をさせていただこうと思っております。子どもの気持ち、子どもの情報を、子どもの話をどうやって集めて、それを子どもと並走する中で子どもの支援に使っていくか。どういうふうにしていくのかということを中心に簡単にですが、御説明させていただければと思っております。終わりのない支援のようなイメージを今のところは思いながらやっているというところ

ろになります。

では、2 ページ目の「子どものためのワンストップセンター」を御説明させていただきます。

現在の日本においては、左側ですね。センターがない状態で、在宅、お家にいる子どもたちは、自ら医療や警察などに行かなければなりません。しかも、この場合には親権者の意向が強く反映されます。児童相談所に保護された場合にも、原則として、親権がある状態ですので、親権代行のような側面が強くて、子どもの親代わりのような部分がフォーカスされてしまいます。そのため、子どもたちがあくまでも親にある情報を前提に動いていく。子どもと親の親権と対立をするということが多く見られます。そうすると、子ども自身の権利擁護というところは後回しになってしまいます。

これが左側で、全てが親権者によって間が直接的な支援を受けられない、情報を得られないというところがあります。例えば、親権者から虐待を受けている、施設職員から残念ながら虐待があったというようなケースもあります。虐待に至らなくても、進学や医療などについて、親のほうでは思わない、子どものほうではこうしたい、意向が異なる場合があって、利益が対立してしまいます。また、子どもが成人になってしまった後については、現在、ほとんどのケースが、子どもたちが自力で動いています。児童相談所の情報ですら子どもに行かないこともあります。

右側、センターがある場合において、センターにある情報を基に、子どもたちと一緒に動くことができます。センターでは、子どもの権利擁護者として、子どもたちの利益のみを考えて、基本的には、子どもの福祉を一緒に考えてくれるような親権者とか児童相談所とは協同をしますけれども、子どもの利益が対立する場合には、子どもの利益を優先することがあるということになります。

3 ページ目になります。この「子どものためのワンストップセンター」。これは直訳すると、子ども権利擁護センター。少し後でも御説明させていただきますけれども、これについても、皆さんのほうでは釈迦に説法というか御存じかもしれないのですが、現在、アメリカにおいては、1 つの州に複数のセンターがあるとされています。また、アジアについても設立されておりまして、ヨーロッパが資金拠出をして、ユニセフが運営をしているものもあると聞いています。アメリカでも、このセンターに定型の形があるわけではありません。大都市における場合と郊外における場合と、職種や地域差によっても変わってくるというところがあります。後にお話もさせていただきますが、DVや性被害のワンストップセンターとは別にあるということになります。

次のページへ行かせていただきます。センターと申し上げますと、皆さん建物なのではないかなと思われる方が多いかもしれません。しかし、それは正確ではありません。建物だけであるとすると、その建物に来られないお子さんは、当然、その手からこぼれ落ちてしまいます。建物に来ない、支援者からの情報も得られないということになってしまいます。

子どものためのワンストップセンター（CAC=Child Advocacy Center）と言います。これはあくまでも「箱」であると言われていています。箱は、箱が大事なのではなく、中に入る多職種連携。下に書いてあるMDT=Multi Disciplinary Team 多職種連携チームが鍵になってきます。ここで多職種連携（多機関連携）は限定はされていません。機関だけではありません。これは、アメリカの州法などでは、はっきりと限定されませんよということが書かれています。日本の制度では、ここがアメリカとは少し違うところもありますので、実情に応じた多職種連携を組む必要があります。

実際、日本では、なかなか守秘義務が強かったり、例えば機関の秘密保持が強いところがありますので、行政機関でバックアップしていただくということは実は必要不可欠ではないかなと思っています。他国の制度を見習いつつ、変容させる必要があると思っています。変容について、恐らく時間がないと思いましたが、一応念のため、変容例について、一番最後のページに載せてありますので、もし御興味のある方は御覧になっていただければと思います。

では、もう少しこのワンストップセンターについて御説明をさせていただこうと思います。次の5ページ、「CARES North West」ということが書いてあります。これはアメリカのCACを視察したときのものになります。少し御紹介をさせていただきます。

なお、この視察では、ちょっと面白くて、医療者の方、弁護士の方、児相の元所長の方、児相常勤医師の方、民間の母子支援団体の方、DVの被害者支援団体の方、とにかく視察団自体が多職種連携・多機関連携でした。その結果、見る視点が皆さん違って、きちんとそれを全て吸い上げることができるので、ある意味いろいろな角度からきちんとそれが見られたなと思っています。

このCARES North Westというところは、大きな病院の一角にあるNPOになります。全てが寄附でつくられているとそのときは聞きました。

医療的な側面として、まず、系統的全身診察やその他の検査等をここでやっていただけます。面接をして、話をそこで録音・録画するというのもしています。他の機関、これはほとんどが捜査機関ですね、捜査機関に対する専門的な助言もお医者さんがされております。その場で、そのお子さんが必要な投薬治療やカウンセリングがされます。これは実は日本ではなかなかないやり方です。お子さんが話した内容を、それをそのまま子どものカウンセリングに使うというところです。

下の「生活支援の側面」というところ、本当に簡単にですが、子どもの生活について、児童相談所がここに関与をしておりますので、児童相談所が保護するかどうか、または、コミュニティに帰すかどうか。その段階で、子どもの話や子どもの情報をここで使っていくことができます。先ほどのカウンセリングや防止の教育などもしています。これは加害児童に対してもしますし、加害したお母さんに対してもするCACもあると聞いています。

次のページです。6ページです。大きな虐待対応の流れについて御説明させていただきます

ます。

この待合室の絵があるところがCAC、病院のところ、待合室のようなイメージで思っていただけだと思います。左側で「開示」とありますが、お子さんのほうで、実はこういう性被害を受けているんだという話があったとします。そうしますと、まずアメリカでは、すぐにこのCACで「司法面接」と言って、お子さんの話を聞き取りをします。聞き取った内容とともに全身の診察を行います。これは虐待を発見するための診察になります。そして、それを心のケアにつなげていく。ここをワンストップでやっていくというのがCACになります。ここでインタビューした内容については、それを右下にあります、右側に落ちていきますけれども、インタビューに基づく生活拠点についての検討会などを行って、子どもの生活に反映させる。お子さんが話した内容が刑事事件になるということになりましたら、裁判ということになりますので、コートハウスドッグ、ワンちゃんと一緒にいくなどして裁判所に行くこともあると聞いております。

この説明は、これだけをしているだけでも、恐らく1時間以上時間がかかってしまうというところもありますので、本当に恥ずかしいものなのですけれども、資料3-5で、当時、医療型司法面接について書いた私のまとめた日弁連に報告した資料になるのですけれども、ここ、ほとんどの内容が、後ろが医療型のCACの話になっておりますので、よかったら、医療型CACがどんなものなのかというのを少しこちらで見ただけだと思います。今日は、アメリカの医療型CACについての説明は、この程度にさせていただこうと思っております。

ちなみに、次の7ページですけれども、アメリカには、こういう子どものためのCAC、ワンストップセンターは1つの州に幾つもあるぐらい、本当に当たり前にあるという状態ですが、それは別に、Safe Place、こういうふうに大人用のDV、性被害のワンストップセンターがあります。こちらは警察で運営されていますが、NPOが運営していたり、いろいろなところで違うと聞いています。ちょっとこんなものがありますよというのを書かせていただきました。

そして、ようやく私どもの法人の事業概要について御説明させていただきます。8ページに少しイラストが載っています。このイラストなども、主婦の方がイラストを描いてくれたりとか、そういう中で少しずつNPOとして頑張っております。

うちの法人について、資料3-2でパフレットも少しつけさせていただきました。当法人は、アメリカの先ほど少し御紹介をしたCAC=Child Advocacy Center、特に医療型Child Advocacy Centerを少し理想として、日本版の多機関・多職種連携を実施するべく立ち上げられたものです。理事についても、本当に多職種・多機関の出身者の方に御参加いただいております。

そして、医療者、県警、地検、児童相談所、弁護士、その他NPOの団体との勉強会や連絡方法等の調整も行っており、また、代表理事2名が、私ともう一人医師が代表理事をしておりますので、当法人に具体的なケースが来た場合に、医療、児相、捜査機関と調整もし

ながらケースに当たっております。

先ほどカリヨンさんのお話で、子ども担当弁護士のお話があったのですが、実は私自身は、かなり子ども担当弁護士が一番私のソウルワークというぐらいずっと付き添い支援をしています。一時保護をされたお子さんの性被害についての被害者代理人弁護士もたくさんするのですが、この2つの部分を私はしていました。今もしています。

実際、つながりの活動についてこの後少し御説明しますが、実は私がやっているケースワークのイメージは、まさに子ども担当弁護士がイメージにまずあった。そこにプラスアルファで、一時保護所にいる子どもが、親権者からの性被害を告白している場合に、まさに親権との対立が起きているという構造になったとき、私とその被害者の方の代理人をするということは多くありまして、この2つのイメージをくっつけた形でつながりのケースワークをやっているというような状況です。

先ほど、本当に子ども担当弁護士さんたちが、お金をもらわない中、一生懸命ずっとやっているとのお話があったのですが、まさに私もそれを何とか制度にできないか。私一人が担当できるお子さんは本当に少ないです。そのお子さんたちが私以外の弁護士につながっていけないか。NPOとして、きちんともう少しサステナビリティを持ってやっていけないか。そういう中でこれをつくったというところもあります。このように、うちはアウトリーチでの支援を基本的にしておりますので、独自に持っている設備はかなり少ないです。例えば事務局は、当職の法律事務所をちょっと利用させてもらっているという状況です。

次の9ページですが、プラスアルファでというかメインで子ども医療センター、うちのもう一人の代表理事が神奈川県立子ども医療センターの患者家族支援部長をされているというところもあって、こちらと協定を結んで施設の利用をさせていただいております。その1つが、9ページの左側の系統的全身診察をするためのお部屋です。もう一つが、右側の司法面接をするためのお部屋です。いずれも、このときだけ使わせてもらっているという形になります。

ほかに、実は裁判所において、お子さんから性被害の内容について尋問をするというときに、病院での聞き取りをしたいとかそういう場合に使わせてもらうこともありますし、検察官が子どもから聞き取りをするときに、検察庁ではないチャイルド・フレンドリーとは言えなくても、少しでもチャイルド・フレンドリーな場所にというときにうちの事務所を使ったりとそういったこともしております。

10ページは、虐待対応の流れですけれども、少しイメージが難しいかもしれませんが、上の流れが、最初から司法面接までするパターンになります。先ほどのアメリカのCACと同じように、開示があった段階で、捜査機関などと協同をした上で、うちで司法面接をすることになりましたら、面接をしてお子さんから話を聞く。系統的全身診察をして、お子さんの体からある意味情報をいただく。あ、ここに昔の肋骨を折った痕があるねとか、体にたばこの火を押しつけた痕があるねと、そういったことも大事な言葉にはならない情報になります。そういったものを全て集めた上で、それを子どもの心のケアに使ったり、この

病院だけではなく、ほかの医療機関にそれを照会をするときに情報提供することも、これはお子さんや親権者から同意をもらってやっております。

その他、下の矢印ですね。ほとんどのことを子どもの生活拠点における支援としてやっております。先に協同面接がされているケースの場合には、協同面接の内容を児童相談所からいただいた上で、その内容を私たちは知っているけれども、お子さんから、また、聞いたりはずせぬに、一緒に走っていくことになります。後で少し御説明しますが、シェルターが必要だとなりましたら、子どものシェルター、神奈川県では「てんぽ」というところがありますが、「てんぽ」に引き継いだこともあります。裁判が終わっても、お子さんが生活される中でずっと支援をしていく。

例えば、今日の朝、こちらに来る最中も、実は、お子さんで成人になったけれども、昔、虐待があったというお子さん、かなり体調が悪くて入院が必要になってしまったというところで、児童相談所の方と連携をして、かつ、病院にもちょっと連絡をして、病院の行き先を探してという調整をしてからやってまいりまして、さっき来る電車の中で「病院決まりました。あとは、同行してください」と言われて、ここまで来たというようなこともしたりしております。こういうふうに、本当に場面場面において、ずっと付き添いをしていくということを目指しております。

11ページで付添犬を書かせていただきましたけれども、こういったワンちゃんの派遣、付添医師、お医者さんの派遣などもしております。これは、お子さんが性被害について話をするときとても大変です。もう一度事件を思い返すというのが、本当にそれ自体が二次被害になると言われています。そういうときにワンちゃんがそばにいてくれて、少しでもその子のお話のお手伝いをしてくれる。そういうワンちゃんのお手伝いもしてもらっています。裁判所に付添犬を派遣する。付添人、私も一緒に行って、お子さんが話をすることを横で支えるということをしたこともあります。

12ページ、「連携している分野」になりますが、連携としては、本当に多くのところと連携させていただいて、はっきりと言いますと、当法人が子どもさんを全て抱え込むということは絶対にありません。基本的には、いろいろな施設といろいろな分野と関わっていくということになります。ここに書かせていただいたように、シェルターが必要になった。シェルター子ども担当弁護士さんを派遣することをお願いするときもあります。民事の弁護士さんと一緒にやることもあればひきこもり相談の行政の方とやることもあれば、NPOの方と一緒にやることもあります。捜査機関の方と一緒に連携をしているということもあります。

13ページになります。「現在の活動」をざっと書かせていただきました。先ほど申し上げたようなCACの活動として、系統的全身診察、司法面接の実施をします。そのときにふれあい犬を派遣することもあります。アウトリーチでの付き添い活動もしていますし、期日外尋問も先ほどお話をさせていただきました。家裁調査官の調査において、ワンちゃんが前後に入ったり、児童相談所での協同面接の前後にワンちゃんが入ったり、そういった

こともしています。多機関連携は1日ではできないということもありますので、現役の検察官、現役の警察官、現役の児童相談所の方、皆さんに集まっていただいて、平素から研修会や勉強会をさせていただいています。また、日本版司法面接やこういった連携についての勉強会についても、現役の方々をお呼びして、一生懸命日々勉強をしているというところではあります。

駆け足になりましたが、最後に、お子さんたちの話を少しさせていただきたいと思えます。14ページです。先ほど同じようなお話もあったところではあるのですが、子どもたちは最初からお話をして、自分は何をしたいのかも、何を話したいのかも、まだ全く分かりません。誰を信じていいのかも分かりません。これ、後でお話を少しさせていただきませうけれども、自分のそばにいて、自分を無償で愛してくれるはずの母親から殴られた子どもが大人を信じるということはそもそもかなり難しいことです。自分の隣で、ずっと自分のことを支えてくれていたと思っていたお父さんが自分に性加害をしていた。そういうことを知ったら、もう人間なんていうものをそもそも信じることすら難しいです。そういうところでお子さんに入りますので、最初から何かわーっと話をすることはありません。単に自己紹介をするだけにとどめた上で、自分は児童相談所でも捜査機関でもないよ、一緒にお仕事はすることはあるよ、言いたいこと、言いたくないことは言ってね。その程度です。そこから、事件のことを最初から触れることは絶対にありませんし、子どもから話すまでは絶対に触れません。最初の月は2週間に1回程度、一時保護者施設、お家に通っては、ちょっと外出したりもします。一緒にお菓子を食べたり、BTSとかそういう自分の好きな歌の話とかそういう話をします。

次の15ページです。好きなものを聞いたりして、私たちって知り合えるかなというところを理解してもらいます。話せる子は、ほとんどが好きな歌手のことだけということもあります。これは少し乖離の問題もありまして、性被害があったおさんは、自分の話を相手に対して何かぱっと思ひ浮かんでしまった、自分の被害のことを思ひ浮かんでしまったときに、わーっと自分の好きなことだけを話し続けるということをして1時間するお子さんもうらっしゃいます。チョコ味のお菓子が好きということだけがようやく言えたというお子さんもあります。

次に、実は外出して本を買いたいんだと、そういうふうになにかしたいということが出てきたら、それを一緒にやります。本代とか交通費は、基金とか寄附とかそういったものから本当に使わせていただいています。徐々に、高年齢のおさんだと、刑事事件でどんなのとか、自分の今後はどうなっていくのと、これは一時保護されているおさんですね、話が出たり、在宅であっても、そういう話が出る場合があります。

16ページ。「共通の悩み事があります」。性被害の被害者の方と共通するものもあれば、被虐待児症候群、つまり、虐待を受けたおさんとしての共通するものもあれば、あとは、親からの性被害の特徴として、愛情が何なのか、大人が何なのか、信頼とは何か分からなくなってしまう傾向があります。

悩みの例としては、加害親との関係が特にあります。あとは、非加害親との関係。実は、加害をした親よりも、自分のそばにいて自分を守り切れなかった親に対する関係性をとでもずっと悩み続けるということがあります。中には、非加害親が加害親の味方をするということがあります。例えば、被害届を今出そうとしているのだけれども、自分のお父さんからの加害について被害届を出そうとしたら、お母さんが今、止めてきた。どうしたらいいですかと泣きながら電話がかかってくることもありました。

あと、非加害親が知っていたのではないかと不安になることはとてもよくあります。これはずっと付き添っている中で、本当に言いづらそうに言うことが、本当に共通して皆さんあります。実は何か知っていたんじゃないか。お母さんのことも私は信じていいのかどうか。こういうことをずっと悩むということになります。

また、被害についてどう向き合えばいいのか。例えば、自分が誘ったのではないか。自分が悪かったんじゃないか。あれはお父さんはしつけどと言っていました。罰だと言っていました。私が悪いんです。こういう人もたくさんいます。

また、自分に残っている影響については、本当に長く悩むことになります。先ほど申し上げましたように、先ほどのお子さん、被害は16歳とか15歳とか、もう少し小さいときのものです。それを今、二十歳超えてから、仕事を始めてから、今になって入院をしたりということになります。オレンジの枠のところにあります。弁護士を含めて、監護者からの子どもの性被害は、子どもの権利に精通した人が選ばれるように、性被害だから全部性被害で同じだねというふうにはなかなか言えないという側面があるということになります。

最後、すみません。17ページは、もう時間がありませんので、ざっと書かせていただきました。不登校であれば、学校やスクールソーシャルワーカーの方と連携をして、登校支援をしたりします。一緒にお家に行って、学校まで一緒に行く。そんなことをします。トラウマ症状があるとなりましたら、病院にも一緒に行きます。事前に予約を取ってあげて、迎えに行って、一緒に行きます。カウンセリングを受けたいときも同じです。不測の事態で、相手方が近くに来たら、シェルターの空きを確認して、児相にも連絡した上でシェルターに入ってもらいます。自殺未遂を今行おうとしていますというときには、警察や病院と連携をして行ったりしております。こういった活動を主にしております。

本当に駆け足になりましたが、以上です。

○相澤座長 飛田様どうも、とても有意義なお話ありがとうございました。

それでは、今の飛田様の御発表について、構成員の皆様から、御質問・御意見を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

川瀬構成員をお願いします。

○川瀬構成員 初めてこの取り組みを知りました。貴重なお話ありがとうございました。

アメリカの事例について御紹介してくださったのですけれども、法律的な、制度的な裏づけはどうなっているのか、予算的なものがどうなっているのか、おそらく州ごとに違う

とは思うのですけれども、少し教えていただきたいと思います。○神奈川子ども支援センターつなぐ（飛田代表理事） まさに、州ごとにも違えば、日本とも全く違う制度の中で動いていますので、実は、それも悩みがあって、この長々とした報告書を書いたという経緯になるのです。

大切なことは、連携が大切なのであって、一つの箱をそのまま持ってくればよいということではないのだと思っています。それぞれのアメリカの職種の名前に着目するのではなくて、どういう役割をしていて、日本だとどういう役割をしている人に当たるのかとこのを見て、連携を真似していくということが大切かなと思っています。本当に、州法によっても全然違うかなと思っています。

○川瀬構成員 もう一ついいですか。

○相澤座長 どうぞ。

○川瀬構成員 様々な職種の方々が協同されているということですが、職種とか分野が違えば、コミュニケーションの仕方や文脈も違って、なかなか連携が難しい。日本でも、多機関連携は大事だということはわかっているけど、なかなかうまくいかないということがたくさんあります。つなぐの取り組みでは、例えばコーディネーター的な役割の人がいるのか、多機関連携を促進するような働きかけをするポジションはどうなっているのかとこのを併せてお伺いしたいと思います。○神奈川子ども支援センターつなぐ（飛田代表理事） おっしゃるとおりです。本当にそれぞれの皆さん頑張っている一生懸命な気持ちの分、ぶつかり合ったときは非常に厳しいぶつかり合いをしていると思います。ただ、そういうふうには一生懸命ぶつかり合わないことには、子どもにとって最善な利益にならないので、ぶつかり合うことは大事だと思っているのですが、やはり理解をし合うことが大事だと思うのです。その前提には、その人がどういう仕事をいつもされていて、どういうことが気になっているかが大事なので、平素から勉強会をするなどして、検察官でこういうものなんだよとか、児童相談所でこういうことをするんだよとか、施設ではこういうことが起きるのだよというのを、それぞれの言語でちゃんと分かるようにコーディネートしていくことが大事だと思っています。

私が児童相談所の非常勤もやっていて、子ども担当弁護士や被害者代理もやっていて、DVの精通弁護士でもあって、学校のことや、私自身が子どもにまつわるほとんどのことをやるみたいな変わった人なので、ちょうどそこにお医者様ですよね、田上先生が警察や検察官、児童相談所と連携をされていて、そこをがっちゃんとして、それぞれなかなか両者手が結べないところをある意味手を結んだというような形でやっております。

○相澤座長 よろしいですか。

○川瀬構成員 はい。

○相澤座長 それでは、久保構成員からチャットが届いていますので、読ませていただきます。

「子どもが被害を訴えた後、系統的全身診察と司法面接をするということでしたが、特に司法面接は、訴追を想定していると思います。そうすると、それを受けること自体について子どものアドボカシーが必要になると思いますが、アメリカではその時点でアドボケイターはつくのでしょうか。また、アドボカシーでは、子どもの意見表明を支援するという趣旨でエンパワーメントすることがあると思いますが、司法面接を受けるかどうか、子どもの意見を聞く際、エンパワーメント、もちろんできる限り影響のないようにするのですが、は面接に影響することはないのでしょうか」という御質問です。

よろしくお願ひします。

○神奈川子ども支援センターつなぐ（飛田代表理事） ありがとうございます。

アメリカの司法面接の仕方については、まさに、この長々3-5に書かせていただいたのですけれども、実は、刑事事件のためではなく、保護目的を含めてかなり初期にやるということ。特に子どもにとって、その後の子どもの処遇のためにやるというふうに、変容があったと私のほうで調べております。ですので、日本のいわゆる協同面接、重篤な刑事事件化をすると通知にあるようなものとは少し違うのだとは思っています。両者いいところを少しずつ取っていく必要があるだろうなと思っています。

うちでの司法面接は、そういう意味でいきますと、協同面接すべきものについては、捜査機関とお話し合いをして、捜査機関のほうでやっていただいたりとか、児童相談所のほうでやっていただきますので、児童相談所の中での動機づけとか、その中でやっていただくことを後ろでバックアップしているだけということになっています。

ですので、実は、お子さんが面接を受ける前に、お子さんと会って何か話をするということはあるまいです。ただ一点ありますのは、ずっと支援している中で、実はこんな被害を受けていたというときには、それをすぐに児童相談所にお話をしたりして、協同面接に持っていくということがあります。そのときには、基本的には、お子さんの本当に横で支援をしていくというだけの立場という形で、いわゆる事件の内容についてわたらないように。そのために、私たちのほうでは、子どもからの話を聞く研修をかなりまめにやっております。私自身も、チャイルドファーストジャパンの研修とNICHDの研修両方を受けていて、そういった汚染には気をつけるということをしております。

○相澤座長 久保さん、よろしいでしょうか。

では、大谷構成員お願ひします。

○大谷構成員 ありがとうございます。大変貴重な御報告、本当に勉強になりました。

私の質問は、最初に御質問された方の御質問と関係しているのですけれども、アメリカで各州、法律の内容は違いながら、法律の根拠をもってこういう活動がされているのに対して、今、神奈川でそれをモデルにした活動をされている中で、日本で法律の裏づけがないということで、具体的に何か支障が起きているか。例えば、多職種・多機関の間での情報の共有とか、あるいは予算の裏づけとかありましたら、教えていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○神奈川県子ども支援センターつなぐ（飛田代表理事） ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、予算の裏づけは、基本的に全くないという状態でして。寄附や県からの協働事業のお金とかボランティアの皆さんに本当に支えられてやっているという状況です。

州法などでの裏づけがないことについては、最初、非常に困難を感じておりました。例えば警察さんと連携する一つを取っても、何度も御説明に伺って、もともと、私や田上医師が警察との連携をしていたから何とか協定というか話し合いにこぎつけましたけれども、恐らく、全国ほかのところでやろうとしても、これはなかなか難しいのではないかなと思っています。そういう意味で、ここから全国展開するためには、何らかの後ろ楯がないことにはもう何もできないのではないかなと思っています。

○大谷構成員 ありがとうございます。

○相澤座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

永野構成員お願いします。

○永野構成員 永野と申します。ありがとうございます。

久保先生の質問に関連するかなと思うのですがけれども、フォレンジッカーがその後もあんまり関わらないということがよしとされていると聞いているのですがけれども、このページの付添人のことであつたりとか、先ほどの訪問型アドボカシーと何か通底しているかなと思った、子どもの声を聞くために2週間に1回程度会いに行くということのその担当の方は別ということですよ。すみません。そこだけ教えてもらいたいと思いました。

○神奈川県子ども支援センターつなぐ（飛田代表理事） おっしゃるとおりでして、司法面接をする場合には、東京の方に、もちろん経験の豊富な方に基本的にはお願いをするようにしております。

こういった付き添いというのは、協同面接後とか司法面接後にずっとやっているというような状況です。

○永野構成員 多分、その機能がたくさん入っているというところが多職種連携とおっしゃっているところかと思うのですがけれども、そこがすごく大事なと改めて思いました。子どもにとっては、どういう場所だと認識されているのかなと、その辺も教えてもらえたらうれしいです。

○神奈川県子ども支援センターつなぐ（飛田代表理事） 恐らく子どもにとっては担当ワーカー、イコールつなぐというか、会っているのが担当ワーカーで、担当ワーカーに何か言ったら担当ワーカーが何かやってくれてというイメージだと思います。実際は、担当ワーカーだけでは全然できないことがいっぱいなので、担当ワーカーは聞いたら、それをほかの人にわーっとお願ひして、わーっ皆さんが後ろで動いてくださるのですがけれども、子どもと対面しているのは、基本、担当ワーカーかボランティアの方ということになります。

○永野構成員 例えば、司法面接とかということは、つながぐが提供していると子どもは思うのか。いろいろな機能がある中で、例えば訪問型アドボカシーみたいに、ただ声を聞くということだけではない機能がたくさん入っているわけですね。

○神奈川子ども支援センターつながぐ（飛田代表理事） うちでは基本的には捜査機関と児相とは連携があるので、うちで何か聞くケースはほとんどないのですね。例えばですけれども、親権の取り合いとかそういうときはあるかもしれないのですが、ほとんどないです。

いろいろな機能があるというところではいきますと、お子さんから見ると、機能面はほとんど見えてなくて、何かSOSを出したら、何かうまくやってくれる場所みたいなどころです。

○永野構成員 分かりました。ありがとうございます。

○相澤座長 よろしいでしょうか。

それでは、大変貴重な御説明、飛田様、新井様、ありがとうございました。

本日は、3団体の皆様から大変幅広い御示唆に富んだ有意義な御発表をいただきました。ありがとうございました。

今後、このワーキングチームで、子どもアドボカシーについて検討をする中で、御意見を伺うことが出てくることであろうかと存じますので、その際は御教示いただけたら幸いに存じます。

本日は、誠にありがとうございました。

最後に、事務局から次回日程など連絡事項をお願いしたいと思います。

○金子室長補佐 次回日程につきましては、調整の上、後日御連絡いたします。また、次回もヒアリングを検討しておりますが、どなたに聞くか、対象者については皆様の御意見も踏まえまして、また、相談をさせていただきます。

○相澤座長 それでは、本日のワーキングチームはこれにて閉会といたします。

3団体の皆様、御出席の皆様、どうもありがとうございました。